

# 機関別認証評価結果に対する改善事項へのアクション

## 【学外公表】

整理番号	評価基準	改善を要する事項	改善に向けた行動計画	関係部署
1	3	<b>教員の採用、昇格基準等における学生指導能力の評価</b> 教員採用・昇格において、学士課程では「教育上の指導能力」、大学院課程では「教育研究上の指導能力」の評価を行うことが求められている。一部の学部・研究科では、模擬授業等の実施により、教員の学生指導能力の評価を行っているものの、すべての学部・研究科において、教員の学生指導能力を評価する具体的な採用・昇格基準やその選考方針(手続き)等を明確に定め、適切に運用する必要がある。	採用・昇格基準又は選考方針等において、教員の学生指導能力評価が明確に記載されているかを点検・確認し、適切な運用が図られるようこれを改善する。	全学部 全研究科
2	4	<b>入学定員と実入学者数との関係の適正化</b> 学士課程の一部の編入学においては、入学定員充足率が低く、大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。	適正な定員管理のため定期的に点検・確認を実施する。定員充足率が低い又は入学定員超過率が高い学部、研究科に対しては改善策を確認し、適正な定員管理が図られるよう改善する。	全学部 全研究科
3		<b>カリキュラム・ポリシーの学生への周知</b> 各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーの学生への周知については、大学教育センターのホームページに集約して掲載した段階であり、履修の手引き等への掲載による周知は一部の学部・研究科でしか行っていない状況である。今後は、すべての学部・研究科の履修の手引き等に掲載し、学生への周知を徹底する必要がある。	一部の学部・研究科を除いて、カリキュラム・ポリシーは履修の手引きや部局要覧に掲載し学生への周知が図られている。学生への周知徹底を図るため未掲載の学部、研究科においてはこれを改善する。	大学教育機構 全学部 全研究科
4		<b>単位の実質化への配慮と授業期間の確保</b> 1単位の授業時間数については、講義・演習の場合は15時間(7.5コマ)以上、実験・実習・実技の場合は30時間(15コマ)以上とする必要があり、期末試験は授業時間から除いて確保することが定められている。シラバスの授業計画の記載状況についてその実態について確認を行う必要がある。	定期的に授業計画の実施状況を確認し、適正な時間数が確保されていない科目についてはこれを改善する。	大学教育機構 全学部 全研究科
5		<b>シラバスの作成・入力率の向上</b> シラバス作成状況や活用状況の点検・検証については各研究科において行っており、平成27年度のWebシラバスの作成・入力率は、研究科によって大きく異なっており、低いところは47.4%(医学系研究科博士課程)で、高いところは99.6%(教育学研究科)である。シラバス入力率の向上が必要である。	シラバス入力率を定期的に確認し、未入力者(未入力科目)に対しては入力を促し、シラバス入力率100%を達成する。	大学教育機構 全学部 全研究科
6	5	<b>成績評価の客観性及び厳格性に関する組織的な対応</b> 授業科目の成績分布状況については、成績分布共有システムにより、担当教員が他授業科目と比較することにより確認している。「成績評価の妥当性について、組織的に議論することが望まれる」ため、各教育課程において、組織的に成績分布状況を検証する取組を行う必要がある。	各教育課程において、組織的に成績分布状況を検証する。	大学教育機構 全学部 全研究科
7		<b>成績評価の客観性及び厳格性に関する組織的な対応</b> 成績評価に対する学生からの異議申立てについては、異議申立制度として明確に規定している部局はなく、履修の手引き等で成績に関する担当窓口を示すに留まっている。組織として、異議申立制度を検討し、明確化する必要がある。	「成績評価に対する異議申立て」について、その規定を明確に定め広く学生に周知する。	大学教育機構
8		<b>大学院生に対する研究倫理に関する指導</b> 大学院生に対する研究倫理に係る指導については、各研究科において適切に行われているところであるが、今後は、大学院生に対する研究倫理に関する授業を必修化するなど、すべての大学院課程において、研究倫理の教育を徹底する措置を講じる必要がある。	一部の研究科を除いて、研究倫理に関する科目を必須化している。大学院生への研究倫理教育を徹底するため未実施の研究科においてはこれを改善する。	大学教育機構
9		<b>学位論文における研究倫理に係る審査の厳格化</b> 各研究科において、研究倫理も含めて学位論文審査が行われているところであるが、今後は、すべての大学院課程の学位論文審査基準(評価基準)に明確に研究倫理の項目を設けるなど、学位論文における研究倫理に係る審査の厳格化を図る必要がある。	一部の研究科を除いて、学位論文審査基準への研究倫理に係る項目が明文化されている。全ての研究科における学位論文審査基準を点検・確認し、未記載の研究科はこれを改善する。	全研究科